

《休日の活動について》

Q2 1. 休日の練習試合について、部活動として活動することは可能か？

A. Q14 で回答のとおり、令和 8 年度当初は移行期という状況を踏まえ、令和 7 年度末に計画していた地域クラブ体制の変更や指導者の調整が生じる場合があります。このことから、申請書の提出同様に、令和 8 年 4 月末までは、必要に応じて部活動として練習試合を実施することは可能です。

ただし、5 月以降は、休日の活動は地域クラブとして実施することとなります。練習試合についても、地域クラブの活動計画として位置づけ、運営主体の責任のもとで計画的に実施してください。

また、教員が平日の活動に引き続き、休日の練習試合に関わりたい場合は、地域クラブ指導者としての関わりとなるため、「兼職兼業」の申請を行ってください。学校の部活動顧問として関わることは、4 月までの移行的な措置に限られます。

Q2 2. 休日の地域クラブ活動に、部活動顧問がボランティアとして関わることは可能か？

A. 部活動改革の背景にある学校の働き方改革の趣旨を踏まえ、ボランティアによる対応ではなく、兼職兼業の申請を行ったうえで活動する形が望ましいと考えます。その際、謝金や参加回数・形態等については、地域クラブの代表と相談の上、規定に基づいて対応してください。

《地域クラブへの加入について》

Q2 3. 生徒の複数の地域クラブへの加入は可能か？

A. 地域クラブ活動は、学校教育活動ではなく任意による社会教育活動であるため、複数の地域クラブに加入することは可能です。ただし、加入にあたっては、活動日や時間の重複、生徒の体力的・精神的な負担、安全面等に十分配慮する必要があります。また、同競技の他の地域クラブとの複数加入については、活動方針・クラブの規約における加入条件・大会への出場資格等を確認することや、保護者が活動状況を把握し、無理のない参加となるよう調整することが重要です。

《地域クラブの設立について》

Q2 4. 地域クラブの設立の際に提出する活動計画はどのようなものを作成すればよいのか？

A. 地域クラブ設立時に提出する活動計画については、活動の全体像が確認できる内容であれば、様式は問いません。年間の活動計画が分かるものとして、次の項目の記載をお願いします。主な活動内容、活動日（例：土日のいずれか／月〇回程度）、活動時間帯（例：午前・午後）、休養日や長期休業中の取扱い、年間スケジュール等、大まかな活動方針や頻度が分かる内容であれば構いません。〈 様式例 ※別添資料 1 〉

また、月ごとの活動計画については施設の借用の際に必要となりますので、使用許可申請書・使用料減免申請書と合わせて生涯学習課（各地区生涯学習センター）への提出をお願いします。